

規 則

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十一号

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十二年埼玉県
規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例施行規則

第一条中「埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例」を「埼玉県本人確
認情報等の利用及び提供に関する条例」に改める。

第二条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「都道
府県知事保存本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報等」に改める。

附 則

この規則は、埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例及び執行機関の附
属機関に関する条例の一部を改正する条例（令和六年埼玉県条例第八号）の施行の
日から施行する。